

令和6年3月1日から予約なしで ご利用することができます

お く や み 相 談 窓 口 ご 案 内

ご遺族が行う手続きに関するご案内窓口を開設しています。亡くなられた方に関して、市役所で必要な手続きのご相談と担当窓口をご案内します。

ご利用方法

【利用日時】

平日の午前8:30～午後4:00

(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

※「おくやみ相談窓口」でのご案内後、手続きはそれぞれの窓口で行っていただきます。時間に余裕をもってお越しください。

※連休前は大変混み合います。

【利用対象者】

前橋市に住民登録があった方のご遺族

※亡くなられた方の氏名、生年月日、住所等がわかるものがあれば、ご提示ください。

(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険付保険者証等)

【電話番号】

027-898-6122 (直通)

窓口場所



ご 注 意

- ◇全ての手続きが「おくやみ相談窓口」で完結できるものではありません。「おくやみ相談窓口」でのご案内後、手続きはそれぞれの担当窓口で行っていただきます。
- ◇ 手続きは当日で終わらない場合や、別途お持ちいただくものがある場合があります。
- ◇ 状況によりお待ちいただく場合があります。
- ◇ 「おくやみ相談窓口」を利用せず、直接各担当窓口や最寄りの支所でご相談やお手続きいただくことも可能です。

おくやみ相談窓口にお持ちいただくもの

おくやみ相談窓口にお越しの際は、下記の該当するものをお持ちください。

●亡くなられた方

- 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）または後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証（認定を受けている方は負担割合証・負担限度額認定証等）
- 国民年金証書（年金手帳又は年金機構発行の振込みはがき）
- 納税通知書（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等）
- 障害者手帳
- 印鑑登録証
- その他市から発行された証書など

●窓口にお越しの方

- 本人確認書類
 - ・写真付きのもの 1点
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は次のものから 2点
保険証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- 認印（朱肉を使用するもの）
- 預金通帳（喪主・相続人それぞれの通帳 →葬祭費等申請の場合）
- 会葬礼状又は葬儀の領収書又は埋火葬許可証
(葬祭日、故人氏名、喪主氏名がわかるもの →葬祭費申請の場合)
- 委任状（別世帯の来庁者が世帯主変更や住民票を請求する場合）

※亡くなられた方の保険証等が見つからない場合でも相談可能です。

※相続関係がわかるもの（戸籍謄本、遺言書等）があると市役所以外の手続きがスムーズになることがあります。

お問い合わせ先

前橋市役所 市民課 住民係

027-898-6122(直通)